

## 通訳案内士のあり方に関する検討会 設置要領

### 1. 目的

現在、政府では観光立国の実現に向けて、2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にすることを目標に掲げビジット・ジャパン・キャンペーンを強力に進めているが、さらに、観光立国推進戦略会議の提言を踏まえ、2020年に2,000万人の訪日外国人を受け入れるための具体的な取り組みが求められている。

通訳案内士は「民間外交官」とも呼ばれ、言語障壁を除去するのみならず、我が国の旅行地としての魅力を正確かつ適切な形で、外国人旅行者に対し直接アピールするための重要なソフトインフラである。2020年2,000万人時代を迎えるにあたり、訪日外国人旅行者の満足度を高めてリピーターの確保・拡大につなげると共に、プレミアム destinations として我が国の観光地としての魅力向上を図る上でも、質の高い通訳案内士を確保する必要がある。

しかしながら、現状においては、通訳案内士の言語的偏在（特にアジア言語が不足）や地域的偏在（特に地方のガイドが不足）について課題を抱えていると共に、通訳案内士の質についても課題があり、安心して依頼できるガイドが十分に確保されていないとの意見がある。また、いわゆるスルーガイドなどの無資格ガイドの問題も指摘されている。

2020年2,000万人時代に対応した受入体制整備のためには、通訳案内士を質及び量の充実が求められている状況を踏まえ、2020年2,000万人時代を見据えた新たな通訳案内士制度を構築するための具体的な方策について検討を行うため、「通訳案内士のあり方に関する検討会」を設置するものである。

### 2. 構成

- (1) 検討会は、通訳案内士団体、旅行業界、宿泊団体、ボランティア通訳ガイド団体、学識経験者等の関係者及び専門家であって、観光庁長官が依頼した委員をもって構成する。
- (2) 検討会は必要に応じて、検討事項に関係のある者をオブザーバーとして出席させることができるものとする。

### 3. 検討事項

検討会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 2020年2,000万人時代を見据えた新たな通訳案内士制度を構築するための具体的な方策
- (2) その他検討会設置目的に関連する事項

### 4. 座長

- (1) 検討会に座長を置き、検討会の委員の互選によってこれを定める。
- (2) 座長は、検討会の議事運営にあたる。

### 5. 庶務

検討会の庶務は、観光庁観光地域振興部観光資源課において行う。